



島根県報

平成19年8月3日(金)
号外第101号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

特定調達公告

住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機等の賃貸借(保守を含む。)並び(市町村課)に構築、設置及びデータ移行業務等に係る一般競争入札の実施

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成19年8月3日

島根県知事 溝口善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名

住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機等の賃貸借(保守を含む。)並びに構築、設置及びデータ移行業務等

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年1月31日

(4) リース期間

平成20年2月1日から平成25年1月31日まで

(5) 納入場所

島根県庁内

(6) 入札方法

ア 入札者は、住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機等の賃借料及び保守料の総額(賃借料及び保守料の月額に契約期間の月数(60月)を乗じて得た額。消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)、並びに構築、設置及びデータ移行業務等に係る額の合算額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(7) その他

入札説明会は実施しない。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、営業種目大分類14「借入品」、中分類(2)「情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について、入札参加資格者指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

3 入札説明書の交付等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階
島根県地域振興部市町村課 行政グループ
電話 0852 - 22 - 5063 ファクシミリ 0852 - 22 - 5200

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

公告の日から平成19年8月15日までの間(閉庁日を除く。)、上記(1)の場所において交付する。
交付する時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- (3) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、下記期限までに、申請書に入札説明書に規定する書類等を添付の上、島根県知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

イ 提出期限 平成19年8月20日(月)午後5時

ウ 提出場所 上記(1)の場所

エ 提出方法 持参又は書留による郵送(提出期限必着)

4 入札及び開札の日時並びに場所等

- (1) 日時

平成19年9月13日(木) 午前10時

- (2) 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第5会議室

- (3) その他

郵便による入札については、平成19年9月12日(水)午後5時までに上記3(1)の場所に到着していること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条第1項の規定により、入札者が見積もる契約金額を契約期間の月数(60月)で除し、12を乗じて得た金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「支出予定相当額」という。)の100分の5以上を納付すること。ただし、同規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

支出予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に求められる事項

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請等に必要な書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2 回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

6 SUMMARY

(1) Nature and quantity of services to be supplied

Shimane Prefectural Government Server System Lease (including repair and maintenance) as well as Establishment, Installation and Data Migration Operation - Basic Residential Registers Network System

(2) Project Completion Deadline

31 January 2008

(3) Lease Period

1 February 2008 - 31 January 2013

(4) Delivery Point

Shimane Prefectural Government Buildings

(5) Submission of Tender

DATE

Thursday 13 September 2007, 10:00 a.m.

ADDRESS

Meeting Room Number 5

Meeting Room Building

Shimane Prefectural Government

1 Tono-machi

Matsue-shi

Shimane-ken

(6) Organization in charge of this contract (Contact Point)

Public Administration Group

Municipal Affairs Division

Department of Regional Promotion

Shimane Prefectural Government

1 Tono-machi

Matsue-shi

Shimane-ken 690-8501

TEL: 0852 - 22 - 5063

FAX: 0852 - 22 - 5200

